

## 収集運搬事業計画の概要

## 1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

廃棄物収集運搬の受付後、運搬可能かを判断し、処理可能な処分場へ運搬する。

また、水銀使用製品産業廃棄物は、蛍光灯、乾電池を収集運搬します。運搬の際は、他の産業廃棄物と区別し、破碎等しないように運搬します。

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む)を収集運搬します。なお、水銀回収業務があるものその他水銀廃棄物を野村興産株式会社(留辺薬)に運搬する場合は、(株)リプロワークの積替保管施設を経由して運搬します。

## 2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地(処分場の 名称及び所在地)
1	燃え殻	0.1t/月	固形	JR等 (後志管内)		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
2	燃え殻(水銀含 有ばいじん等を含 む)	0.1t/月	固形	JR等 (後志管内)		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
3	汚泥	200t/月	泥状	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平416
4	汚泥(水銀含有 ばいじん等を含 む)	0.1t/月	泥状	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
5	廃油	0.1t/月	液状	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
6	廃酸	1.2t/月	液状	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)	ニセコ環境株式会社 倶知安町字峠下89	株式会社リプロワーク 石狩市新港中央3丁目750-3 ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
7	廃酸(水銀含有 ばいじん等を含 む)	0.1t/月	液状	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		野村興産株式会社 イトム力鉱業所 北見市留辺薬町富士見217-1 株式会社リプロワーク 石狩市新港中央3丁目750-3
8	廃アルカリ	1.2t/月	液状	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)	ニセコ環境株式会社 倶知安町字峠下89	株式会社リプロワーク 石狩市新港中央3丁目750-3 ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
9	廃アルカリ(水 銀含有ばいじん 等を含む)	0.1t/月	液状	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		野村興産株式会社 イトム力鉱業所 北見市留辺薬町富士見217-1 株式会社リプロワーク 石狩市新港中央3丁目750-3
10	廃プラスチック 類	50t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
11	紙くず	30t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
12	木くず	200t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89

13	繊維くず	5 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
14	動植物性残渣	1 t /月	固形	農業等(後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
15	動物性固形不要物	1 t /月	固形	家畜業等(後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
16	ゴムくず	1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
17	金属くず	70 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
18	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
19	鋳さい	1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
20	鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む)	1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
21	がれき類	1,500 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
22	動物のふん尿	0.1 t /月	固形 液状	家畜業等(後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
23	動物の死体	1 t /月	固形	家畜業等(後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
24	ばいじん	0.1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
25	ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)	0.1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
26	産業廃棄物を処分するために処理したもの	0.1 t /月	固形	産業廃棄物処理業等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
27	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず(水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯))	1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		野村興産株式会社 イトム力鋳業所 北見市留辺蘂町富士見217-1 株式会社リプロワーク 石狩市新港中央3丁目750-3
28	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、(水銀使用製品産業廃棄物(乾電池))	0.1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		野村興産株式会社 イトム力鋳業所 北見市留辺蘂町富士見217-1 株式会社リプロワーク 石狩市新港中央3丁目750-3
29	石綿含有産業廃棄物	1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等 (後志管内)		二セコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	別紙省略				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	事務所の所在地	北海道虻田郡倶知安町字峠下			
	駐車場の所在地	北海道虻田郡倶知安町字峠下127-3 付近の見取り図を添付			
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用途	容量	備考	
	ネット、シート	飛散防止の為、廃棄物を覆う			
	コンテナ	汚泥等の運搬		15 m <sup>3</sup>	
	蓋付ドラム缶、 ペール缶、 蓋付プラスチック容器	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)、動植物性残渣、動物のふん尿、石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物(乾電池)		200、18、70	
	フレコン	固形物(鉱さい(水銀含有ばいじん等含む)等)、燃え殻、石綿含有廃棄物の運搬		1 m <sup>3</sup>	
	ポリタンク	液状物等の運搬		20	
	プラスチックコンテナ	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)		20	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

選別後、種類に応じて鉄カゴ、ドラム缶、袋等に入れ倉庫内に保管する。  
また、水銀含有ばいじん等の保管は行わない。

構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

運搬業務は、月曜日から金曜日の8:00~17:00までとし、昼休みは12:00~13:00までとする。

休業日は土曜日、日曜日、GW、お盆休暇、年末年始等交代で休日を設定する。

廃棄物の運搬計画

運搬車両	廃棄物の種類	備考
ダンプ、 キャブオーバ、 専用車等	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラ スクズ、コンクリートくず及び陶磁器く ず、がれき類、燃え殻(水銀含有ばいじ ん等を含む)、鉱さい(水銀含有ばいじん 等を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん 等を含む)、産業廃棄物を処分するた めに処理したもの、動植物性残渣、動物性 固形不要物、動物の死体	
清掃車、キャブオーバ、 専用車等	汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)	
キャブオーバ、専用車等	動物のふん尿	
キャブオーバ等	廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む) 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む) 、廃プラスチック類、金属くず、ガラ スクズ(水銀使用製品産業廃棄物(蛍光 灯))、汚泥、廃プラスチック類、金属 くず、(水銀使用製品産業廃棄物(乾電池 ))	

廃棄物を運ぶ際は飛散防止のため、ネット等を使用する。また、悪臭のある物についてはシート等で覆うか密封出来る容器(蓋付ドラム缶、パール缶、蓋付プラスチック容器、ポリタンク等)に入れて運搬する。

石綿含有産業廃棄物を運搬する場合は、フレコン等に梱包してある事を確認の上、他の廃棄物と混ざらないように仕切等を用いて運搬する。

従業員数の内訳

令和4年 10月 31日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	0人	0人	39人	30人	73人	18人	165人

5 . 環境保全措置の概要 ( 運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。 )

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

飛散防止のため、ネット等を使用する。また、悪臭のある物についてはシート等で覆うか密封出来る容器に入れて運搬する。

泥状、液状の物はコンテナ、ドラム缶、ペール缶、ポリタンク等の容器に入れて運搬する。

石綿含有廃棄物はシート・フレコン等で梱包して、積込み・運搬・荷降ろし時に破断等に注意して作業を行う。また、他の廃棄物と混合しないように運搬する。

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)、鉍さい(水銀含有ばいじん等を含む))は蓋付ドラム缶、ペール缶、フレコン、ポリタンクで運搬する。

動物の死体、動物のふん尿、動植物性残渣、動物性固形不要物はフレコン、コンテナ、蓋付プラスチック容器等で運搬をする。

水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)はプラスチックコンテナに収納し破砕せずその他のものと混合しないように運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物(乾電池)は蓋付ドラム缶、ペール缶で運搬する。

走行時の振動及び騒音を抑えるために、路面状況に合わせた速度で走行する。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

種類別に選別し、飛散しない様にかゴ、ドラム缶、袋等に入れて保管する。

(3) その他

(第1面)

## 処 分 業 事 業 計 画

(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

当社は、埋立(安定型、管理型)中間処理施設(破碎、選別、圧縮・梱包等)にて、処分及びリサイクルを行っております。

なお、水銀使用製品産業廃物(廃蛍光灯)の破碎処理と、水銀含有ばいじん等(燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん)の埋立も行っております。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び 所在地(処分場の名称及び 所在地)
1	汚泥	1,000 t/月	泥状	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、堆肥化 天日乾燥、 改質(無機) 造粒固化、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字高見104-1
2	廃プラスチック類	120 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎・ 圧縮・梱包、溶融、 RPF、選別・切断、 焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平416
3	紙くず	10 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 RDF、堆肥化、圧縮・ 梱包、RPF、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平416
4	木くず	500 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 RDF、堆肥化、RPF、 焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平416
5	繊維くず	10 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 RDF、堆肥化、圧縮・ 梱包、RPF、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平416
6	動植物性残渣	1 t/月	固形	農業等	埋立、堆肥化、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字峠下49-11

7	ゴムくず	5 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 RPF、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
8	金属くず	100 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 圧縮・梱包、圧縮、 選別・切断、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
9	ガラスくず、コン クリートくず及 び陶磁器くず	200 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、再生骨 材、破碎、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
10	がれき類	3500 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、再生骨 材	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
11	動物のふん尿	0.1 t /月	液形	畜産業等	埋立、堆肥化、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
12	動物の死体	0.1 t /月	液形	畜産業等	埋立、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
13	廃油	0.1 t /月	液形	建設業・土木業 建築物解体等	油水分離、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
14	廃酸	1 t /月	液形	食品加工業等	堆肥化、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字峠下49-11
15	廃アルカリ	1 t /月	液形	食品加工業等	堆肥化、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89 琴平リサイクルセンター 倶知安町字峠下49-11
16	燃え殻	1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
17	廃油( タールピッ チ類に限る )	0.1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
18	鋳さい	0.1 t /月	固形	工場等	埋立、焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
19	ばいじん	0.1 t /月	固形	工場等	埋立	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89

20	処分するたに処理したもの	0.1 t /月	固形	中間処理業者等	埋立	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
21	廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物)	0.1 t /月	固形	建築物解体等	破砕	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
22	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん (水銀含有ばいじん等)	0.1 t /月	固形	工場等	埋立	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
23	石綿含有産業廃棄物	1 t /月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

3. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

処理施設の稼働は、月曜日から土曜日の8:00~17:00までとし、  
昼休みは12:00~13:00までとする。

受入はトラックスケールにて計量後、選別、破碎、焼却等の処理を行う。

処理後、サイクルが可能な物は全てリサイクルを行う、リサイクルが出来ない物があった場合は安定または管理型最終処分場にて埋立処理を行う。

従業員数の内訳

令和4年10月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	- 人	39 人	30 人	73 人	18 人	165 人

(日本工業規格 A列4番)

4 . 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

けが防止の為、作業時は手袋、ヘルメット等の保護具を使用する。  
飛散防止の為、ネットを使用する。  
悪臭防止の為、シート等で覆う。

(2) 保管施設において講ずる措置

施設内に保管場所を明記し、保管する。

( 保管施設は別記様式11及び13-1のとおり )

(3) 最終処分場において講ずる措置

埋立てた廃棄物の飛散、及び悪臭に十分注意する。

## 特別管理産業廃棄物収集運搬事業計画の概要

## 1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

建築物の解体等に伴う廃石綿等、廃油、汚泥、感染性産業廃棄物、廃酸、廃アルカリの収集運搬を行うものとする。

廃石綿等 (飛散性アスベスト等) は耐水性のある袋に二重に梱包されたもの (解体時排出基準) を収集運搬し、廃石綿等の処理の可能な管理型最終処分場に搬入し埋立安定化処理するものとする。収集運搬する廃石綿等の梱包物は、梱包が破損しない様に慎重に積み込み、荷台をビニールシート等で覆い飛散防止につとめる。他の廃棄物とは混載しない。

廃油は性状に対応した蓋の付いた耐腐食性の保存容器にいれたものを収集運搬し、積替え保管施設に一時保管をし、処分が可能な廃棄物処理場に運搬する。収集運搬する廃油は、流出しないように慎重に積み込み、荷台をビニールシート等で覆い飛散防止と火災防止の為に直射日光を避けて車両には消火器を設置する。他の廃棄物とは混載しない。

汚泥は性状に対応した保存容器にいれたものを収集運搬し、汚泥の処理が可能な管理型最終処分場に搬入し埋立処分をするものとする。収集運搬する汚泥は、流出しないように慎重に積み込み、荷台をビニールシート等で覆い飛散防止をする。揮発性有機化合物を含む汚泥については密閉出来る保存容器等に入れ運搬する。他の廃棄物とは混載しない。

感染性産業廃棄物は腐敗することのない性状の物のみ専用の密閉容器に入れて運搬する。腐敗する可能性のある物は密閉容器のまま保温容器に入れて温度を一定にしたまま処分場へ運搬する。運搬する容器は破損しないように慎重に積み込む。外の廃棄物とは混載しない。

廃酸は性状に対応した蓋の付いた耐腐食性の保存容器にいれたものを収集し、流出しないように慎重に積み込み、荷台をビニールシート等で覆い飛散防止と火災防止の為に直射日光を避けて車両には消火器を設置する。他の廃棄物とは混載しない。

廃アルカリは性状に対応した蓋の付いた耐腐食性の保存容器にいれたものを収集し、流出しないように慎重に積み込み、荷台をビニールシート等で覆い飛散防止と火災防止の為に直射日光を避けて車両には消火器を設置する。他の廃棄物とは混載しない。

## 2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃石綿等	1 t / 月	耐水性の二重梱包	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ環境株式会社 虻田郡倶知安町字峠下89
2	廃油	1 t / 月	蓋付き保存容器	建設業・土木業 建築物解体等	虻田郡倶知安町 字峠下89	協業組合公清企業 札幌市中央区北1条東15丁目

3	汚泥	1 t /月	保存容器	建設業・土木業 建築物解体等		野村興産株式会社 北見市留辺蘂町富士 見217番地1
4	感染性 産業廃棄物	0.5 t /月	保温容器	病院・診療所 医療関係施設等		協業組合公清企業 札幌市中央区北1条東 15丁目
5	廃酸	0.5 t /月	蓋付き 保存容器	建設業・土木業 建築物解体等		協業組合公清企業 札幌市中央区北1条東 15丁目
6	廃アルカリ	0.5 t /月	蓋付き 保存容器	建設業・土木業 建築物解体等		協業組合公清企業 札幌市中央区北1条東 15丁目
備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

（日本産業規格 A列4番）

## (第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	別記様式12-1の通り				
2					
3					
4					
5					
	事務所の所在地	倶知安町字峠下			
	駐車場の所在地	倶知安町字峠下127-3 付近の見取図を添付すること（更新申請を行う場合であって、変更がない場合は添付を省略しても構わない）。			
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考	
	ネット・シート	飛散防止のため廃棄物を覆う			
	コンテナ	汚泥等の運搬	15m <sup>3</sup>		
	ドラム缶・ペール缶・ポリタンク	液状物等の運搬	200、18		
	フレコン	固形物の運搬	1m <sup>3</sup>		
	医療用廃棄物容器	感染性廃棄物の運搬	20、40、50	密閉型	
	クーラーボックス	感染性廃棄物の保温	150		
	耐腐食性ポリタンク	廃酸及び廃アルカリ等の運搬	18、20		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

廃油の積替保管庫

倉庫構造、屋根、外壁、内壁、床 外壁：鉄筋コンクリート

構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

運搬業務は、月曜日から金曜日の8:00から17:00までとし、  
昼休みを12:00~13:00とする。

休業日は土曜日と日曜日

車輛ごとの用途は別記様式12-2(1)の通り

従業員数の内訳

令和4年10月31日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	0人	0人	39人	30人	73人	18人	165人

5 . 環境保全措置の概要 ( 運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。 )

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

廃棄物の性状に対応した保存容器を用いて、荷台をビニールシートやゴムシート等で覆い飛散防止をする。

具体的な措置は別記様式12-2(1)の通り

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

各種性状にあった保存容器に受入を行い、コンクリート構造の倉庫に保管を行い飛散防止、流出防止、地下浸透防止、悪臭発散防止をする。消火器を設置し、換気扇の設置をする。

(第7面)  
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	クーラーボックス	用途	感染性産業廃棄物の保温
			
撮影		年 月 日	

運搬容器等の名称	医療用廃棄物容器	用途	感染性廃棄物の運搬
			
撮影		年 月 日	

(第7面)  
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	耐腐食性液体タンク	用途	廃酸及び廃アルカリの運搬
			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
		撮影	年 月 日



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処分事業計画

(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

当社は、埋立(管理型)にて、廃石綿等の処分を行っておりますが、焼却施設を導入します。

対象物 感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び 所在地(処分場の名称及 び所在地)
1	廃石綿等	1t/月	固形状	建設業・土木業 建築物解体	埋立	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
2	感染性廃棄物	1t/月	固形	病院等	焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下85-1
3	廃油	1t/月	液状	工場等	焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下85-1
4	廃酸	1t/月	液形	工場等	焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下85-1
5	廃アルカリ	1t/月	液形	工場等	焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下85-1
6	汚泥	1t/月	泥状	工場、建設業等	焼却	ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下85-11

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

( 第 2 面 )

3 . 処分業務の具体的な計画 ( 処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。 )

処理施設の稼働は、月曜日から土曜日の8 : 00 ~ 17 : 00までとし、  
昼休みは12 : 00 ~ 13 : 00までとする。

受入はトラックスケールにて計量後、保管施設に保管する。

処理後、当社管理型最終処分場にて埋立処理を行う。

従業員数の内訳

令和4年10月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	- 人	39 人	30 人	73 人	18 人	165 人

( 日本工業規格 A 列 4 番 )

4 . 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

けが防止の為、作業時は手袋、ヘルメット等の保護具を使用する。

飛散防止の為、ネットを使用する。

悪臭防止の為、シート等で覆う。

(2) 保管施設において講ずる措置

場内の保管場所に保管する。

(3) 最終処分場において講ずる措置

埋立てた廃棄物の飛散、及び悪臭に十分注意する。

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	燃え殻	
発生量 (t/日又はm <sup>3</sup> /日)	1.2m <sup>3</sup> /日	
処理方法	自己処理	(処分場所) 管理型最終処分場
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
	<p style="text-align: center;">埋立処分                  中間処理                  売却</p> <p style="text-align: center;">(                  中間処理、売却の場合は具体的な方法                  )</p>	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

処分後の産業廃棄物の種類			
発生量 (t/日又はm <sup>3</sup> /日)			
自己処理			(
			(処分業者名)
委託処理	(所在地)		
	<p style="text-align: center;">埋立処分                  中間処理                  売却</p> <p style="text-align: center;">(                  中間処理、売却の場合は具体的な方法                  )</p>		
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年8月6日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年8月6日	許可番号	後環生第945号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） 汚泥、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下86番地		
処理能力	面積20,280平方メートル、容積144,000立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志支庁)



# 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成16年7月13日

住 所 虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋はるみ



許可の年月日	平成16年7月13日	許可番号	後環生第1282号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。））であるものを除く。）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）、ゴムくず		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下89番		
処理能力	面積14,842平方メートル、容積144,502立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年7月3日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年7月3日	許可番号	後環生第139-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2（がれき類の破碎施設） がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下89番地		
処理能力	240t/日（8時間）、30t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志支庁)



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 2 年 (2020 年) 1 1 月 2 7 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和 2 年 (2020 年) 2 月 6 日	許可番号	後環生第 1 7 4 4 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破砕施設) 木くず		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下 8 9 北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 1 5 番 1 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道一円 (工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	1 7 6 t / 日 (8 時間) 2 2 t / 時間		
許可の条件	1. 施設の移動に当たっては、事業を開始する 1 週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用計画書 (別記様式 3) を提出すること。 なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2. 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用終了報告書 (別記様式 4) を提出すること。		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和 2 年 (2020 年) 1 1 月 2 7 日職権により書換交付

(後志総合振興局)



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

### 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 1 4 年 7 月 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成 1 4 年 7 月 3 日	許可番号	後環生第 4 1 5 - 1 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 木くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 4 6 番地 1 北海道虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円 (工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	4 0 0 t / 日 ( 8 時間 ) 、 5 0 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日許可証書換交付 (処理施設設置場所の変更)) (後志総合振興局)



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

### 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷 和之  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 2 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) <b>廃プラスチック類, 紙くず。</b>		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 1 5 番 2、4 1 7 番 1、4 2 0 番 4		
処理能力	1 0 . 8 8 t / 日 ( 8 時間)    1 . 3 6 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有        . <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 4 年 1 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷 和之  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 4 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 の 2 号 (がれき類の破碎施設) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地		
処理能力	8 0 0 t / 日 ( 8 時間)    1 0 0 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有                      .                      無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 4 年 1 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社  
 代表取締役 古谷 和之  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 5 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 の 2 号 (がれき類の破碎施設) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。		
設 置 場 所	虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地		
処 理 能 力	6 4 8 t / 日 ( 8 時間)    8 1 t / 時間		
許 可 の 条 件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有                      無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

### 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 4 年 1 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷 和之  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 6 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設)  <b>廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず。</b>		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地		
処理能力	廃プラスチック類 : 2 8 0 t / 日 ( 8 時間 ) 、 3 5 t / 時間 木くず : 4 8 0 t / 日 ( 8 時間 ) 、 6 0 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有      .      無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員 of 検査を受けること。		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年4月24日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸 有限会社  
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成24年4月24日	許可番号	後環生第299号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設）  廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず		
設置場所	虻田郡倶知安町字琴平417-1		
処理能力	14.8t/日（8時間）、1.85t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。		

（後志総合振興局）





別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

### 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 2 6 年 5 月 2 1 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷 和之  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 6 年 5 月 2 1 日	許可番号	後環生第 3 0 2 - 3 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設 置 場 所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 2 7 番 1、4 2 7 番 2、4 2 9 番 1		
処 理 能 力	1 4 . 8 t / 日 ( 8 時間)      1 . 8 5 t / 時間		
許 可 の 条 件	*****		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有      無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



別記様式51 (規則様式第20号)

### 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成27年5月29日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成27年5月29日	許可番号	後環生第469号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8の2号(木くずの破碎施設)  廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平427番1、427番2、429番1		
処理能力	87.2t/日(8時間) 10.9t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

### 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 3 0 年 4 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 3 0 年 4 月 1 3 日	許可番号	後環生第 6 3 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設)  廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 2 0 番 4		
処理能力	1 0 3 . 6 8 t / 日 ( 8 時間)	1 2 . 9 6 t / 時間	
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	春 . (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年7月11日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限公司  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成28年7月11日	許可番号	後環生第550号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） <b>廃プラスチック類</b> （ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。）であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、 <b>ゴムくず、金属くず</b> （自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、 <b>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</b> （自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、 <b>がれき類</b> （石綿含有産業廃棄物を含む。）。以下余白。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下78番、79番、80番		
処理能力	面積：1期 16,374m <sup>2</sup> 、2期 14,489m <sup>2</sup> 合計 30,863m <sup>2</sup> 埋立容量：1期 111,610m <sup>3</sup> 、2期 86,099m <sup>3</sup> 合計 197,709m <sup>3</sup>		
許可の条件	—		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年11月11日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成28年11月11日	許可番号	後環生第1351号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 木くず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下89番 北海道虻田郡倶知安町字琴平446番1 札幌市、旭川市又は函館市を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）		
処理能力	30.96 t / 日（8時間）、3.87 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年8月30日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



許可の年月日	平成29年8月30日	許可番号	後環生第1040号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ 施行令第7条第14号ハ（安定型及び管理型最終処分場） <b>燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（15cm以下のもの限り、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（15cm以下のものに限る。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等。</b> 以下余白。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下79番、80番		
処理能力	面積： 27,649 m <sup>2</sup> 埋立容量： 130,505 m <sup>3</sup>		
許可の条件	—		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)





# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和3年（2021年）4月13日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和3年（2021年）4月14日	許可番号	後環生第101号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平417番1、1395番1		
処理能力	14.4t/日（8時間） 1.8t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（後志総合振興局）



# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和3年(2021年)4月13日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和3年(2021年)4月14日	許可番号	後環生第102号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平417番1、1395番1		
処理能力	12.8t/日(8時間) 1.6t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

(後志総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和4年(2022年)7月15日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和4年(2022年)7月15日	許可番号	後環生第607号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) 木くず		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平415番地1		
処理能力	530t/日(8時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)5月25日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)5月25日	許可番号	後環生第304号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第8の2号(がれき類の破碎施設) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下89番地 北海道虻田郡倶知安町字峠下49番地1		
処理能力	664t/日(8時間) 83t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)5月25日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)5月25日	許可番号	後環生第305号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第8の2号(がれき類の破碎施設) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下89番地 北海道虻田郡倶知安町字峠下49番地1		
処理能力	240t/日(8時間) 30t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有      ・      無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)5月25日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)5月25日	許可番号	後環生第306号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第8の2号(がれき類の破砕施設) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下89番地 北海道虻田郡倶知安町字峠下49番地1		
処理能力	1,136t/日(8時間) 142t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和5年(2023年)5月25日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)5月25日	許可番号	後環生第307号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第8の2号(がれき類の破碎施設) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下49番1		
処理能力	920t/日(8時間)	115t/時間	
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)8月1日

住所 北海道虻田郡倶知安町峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)8月1日	許可番号	後環生第605号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設)  木くず		
設置場所	・虻田郡倶知安町字峠下89番 ・虻田郡倶知安町字琴平446番1 ・虻田郡倶知安町字峠下49番1 ・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	30.96t/日(8時間)、3.87t/時間		
許可の条件	1. 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。 なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2. 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)8月1日

住所 北海道虻田郡倶知安町峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)8月1日	許可番号	後環生第606号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設)  木くず		
設置場所	・ 虻田郡倶知安町字琴平415番1 ・ 虻田郡倶知安町字峠下49番1 ・ 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	124.8t/日(8時間)、15.6t/時間		
許可の条件	1. 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。 なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2. 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



## 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)8月1日

住所 北海道虻田郡倶知安町峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)8月1日	許可番号	後環生第607号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設)  木くず		
設置場所	・虻田郡倶知安町字琴平415番地1 ・虻田郡倶知安町字峠下49番1 ・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	530t/日(8時間)、66.25t/時間		
許可の条件	1. 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。 なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2. 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)8月1日

住所 北海道虻田郡倶知安町峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)8月1日	許可番号	後環生第608号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設)  木くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	・虻田郡倶知安町字琴平446番1 ・虻田郡倶知安町字峠下89番 ・虻田郡倶知安町字峠下49番1 ・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	400t/日(8時間)、50t/時間		
許可の条件	1. 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。 なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2. 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	○ 有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)8月1日

住所 北海道虻田郡倶知安町峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)8月1日	許可番号	後環生第609号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設)  木くず		
設置場所	・虻田郡倶知安町字峠下89番 ・虻田郡倶知安町字琴平446番1 ・虻田郡倶知安町字峠下49番1 ・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	176t/日(8時間)、22t/時間		
許可の条件	1. 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。 なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2. 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年(2023年)11月8日

住 所 北海道虻田郡倶知安町峠下

氏 名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和5年(2023年)11月8日	許可番号	後環生第987号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2(がれき類の破碎施設)</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</p>		
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虻田郡倶知安町字峠下89番地</li> <li>・ 虻田郡倶知安町字峠下49番地1</li> </ul>		
処理能力	1,136 t/日(8時間)、142 t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</li> <li>2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。</li> <li>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li> </ol>		

(後志総合振興局)



# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年(2024年)2月20日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社  
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和6年(2024年)2月20日	許可番号	後環生第1426号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設)  木くず		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下49番1		
処理能力	68.8t/日(8時間)、8.6t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

(後志総合振興局)